





考えてみますと、政府の資料によつて見ますと、いづれも農協にも信託にも中金にも余裕金があるということは明らかであるのであります。資料に対する質問はこれにとどめます。

は「銀行その他の金融機関で政令で定めるもの」は今、銀行と信用金庫という話であったのですが、第一条に規定するところの「農業関係の融資をその業務とするもの」と、そういうふうなものは業務としておるのでありますから、農業関係の融資を業務としておるということはちょっとと考えられないが。

受けて農林公庫の資金を貸し出す機関といたしましても、これは農協の信託がありで加わったのでござりますが、銀行その他があるのでござります。そういうた關係で、一つにはそういう先例等を考えたのでございますが、問題は農業者がそういう銀行なりあるいは農業者でござるのではございません。

たいということを表わしているのでござりますが、問題は二つに分かれると思うのでござります。余裕金があるという問題と、それから融資機関として加えることが妥当であるかどうかといふ問題の二つに分かれると思うのですが、第三点のほうから申上げますと、三十六年度の近代化資金中の貸付の実態を見ますと、近代化資金

がさらに激化するという傾向を見せておるのでござります。そういへば関係で余裕金があるということは、必ずしも資金が円滑に流れている、農村へ還元できるという状態ではない、かよろこびに考えるわけでござります。

○藤野繁雄君 それについての議論はいたしません。農業基本法は、農協の強化をはかるという規定に御承知の如

合その他の機関で農業關係の融資をする業務とするものが、この「業務」であります、「その業務とするものが行なう利子補給等の措置に対してもが助成する」ととし、もって農業者等の資本裝備の高度化を図り、農業經營の近代化に寄与することを目的とする。こう規定してあるのであります。また第二条では、第一項に「農業者等」の定義を、第二項に「融資機関」の定義を、第三項に「農業近代化資金」の定義を規定してあるのであります。そこで私がお伺いしたいのは、「銀行その他の金融機關で政令で定めるもの」とは何かというとあります。

○政府委員(松岡亮君)「農業関係の融資をその業務とする」という法律の規定でございますが、これは銀行でも農業関係に融資をいたしておりますから、農業関係の融資を行なうということをございます。法律で農業関係の融資を主たる業務とするもの、こう書いてございませんならば、銀行などはあるいはこれに該当しないかとも思いますが、農業関係の融資を特に地方銀行、信用金庫等は業務全体の割合からいえば小さいものではございませんけれども、地方銀行等はかなり積極的にやつておられる向ぎもござります。

○藤野繁雄君 今局長の話があつたけれども、「銀行その他の金融機関で政策で定めるもの」、今銀行、相互銀行、信託を謂く必要がありますので、一こう

○政府委員(松岡亮君)「農業関係の融資をその業務とする」という法律の規定でございますが、これは銀行でも農業関係に融資をいたしておりますから、農業関係の融資を行なうということをございます。法律で農業関係の融資を主たる業務とするもの、こう書いてございませんならば、銀行などはあるいはこれに該当しないかとも思いますが、農業関係の融資を特に地方銀行、信用金庫等は業務全体の割合からいえば小さいものではございませんけれども、地方銀行等はかなり積極的にやつておられる向ぎもござります。

○藤野繁雄君 それから提案の理由について見ますと、政務次官はただ農業に關係のある機関は加えたほうがよろしいというふうに考へたのでござります。

○藤野繁雄君 そういうことを言つてゐる。「農協系統融資機関から資金を借りがたい農業者等に農業近代化資金を借り入れる道

を扱わなかつた農協が四割近くあるのでございます。そういう場合においては、やはり他の機関からでも貸しておきたいといふ配慮が必要である。それから必要によってはと申しますか、銀行や何かと非常に取引の多い農家もかなりござります。そういったものは別としましても、場所によつては農協が少し弱小でうまく円滑に貸し出せないと、いう場合がございます。これは信連から直接貸すという道は開いてございまが、必ずしもそれだけでは十分でない場合もある。こういうように考えて、加えたほうがよろしいと考えたのでございます。

弱体化に陥れるようなおそれはないか、こういうふうな心配があるのであります。しかし、どうなことがありますか、そういうふうなことはないかとお考えですか。

○政府委員(松岡亮君) その点は全くないと確信いたしておりますのでございまます。この法案を準備いたした段階におきましても、実は信連等の農協の団体の方の意見も聴取したのでございまます。それらの方も、今度の融資機関を新しく加えることによって農協系統の信用事業が弱体化するというようなことは毛頭予想しない、こういう意見でございました。私ももうそろ考えてお

○政府委員(松岡亮君) 考えておりませんのは、銀行と信用金庫でござりますが、この銀行はいわゆる銀行法に基く銀行と相互銀行、要するに銀行法に基づく銀行は、大体地方銀行を考えております。

○藤野繁雄君 そうすると「政令で定めるもの」というものは、銀行は普通の銀行と相互銀行、その他のものは借用金庫だけですか。

○政府委員(松岡亮君) そこでお伺いしたいのは、藤野繁雄君

用金庫、これは法律第二条第2項の第一号から四号に掲げるところのものとは、立法の精神が全く違っているのです。あります。ただ一般的の金融機関としてやっているのであって、専門的にやっているのと一般的にやっているものとを同一に取り扱うべきものではないと考えるのでありますのが、その点いかがですか。

○政府委員(松岡亮君) 御趣旨はわれわれとしてもお若干検討をいたしました点でござりまするが、たとえば天災融資法におきましても、融資機関といった

○政府委員(松岡亮君) 御趣旨はわれわれとしてもお若干検討をいたしました点でござりまするが、たとえば天災融資法におきましても、融資機関といた

由に説明をしておられるのであります。こう提案理由説明で「借りがたい」という字句がござりますが、これはそういう事態をなからしめ

基づいて御質問があつたわけでござりますが、これは系統全体としては確かに余裕金が出る状態でございます。しかししながら地域差がかなりござります。ことに近代化資金を貸し出すようにいたしましてから、その地域差が激化しておりますのでございます。ほんとうに最も近代化資金を借りたい、あるいはいろいろな資金を借りたいという地域は、純農村地域でございます。時金の蓄積されるのは、どちらかというと都市的な地域でございます。そこに非常な差があるのでござりますが、それ

○藤野繁雄君 それも意見は述べませ  
ん。 ります。  
 次に、衆議院の農林水産委員会でも  
 私と同様の心配があるために、この法律案を可決する場合においては、附帯決議がなされているのであります。その附帯決議の一は、「農業近代化資金の融資機関に地方銀行等を指定するに当つて、既存の系統金融機関との間に磨擦を生ずることのないような適切な措置を講ずると同時に、農協の金融事業の円滑化等組合員に対する奉仕態勢を確立する」ものであります。

○政府委員(松岡英君) 御趣旨はわれわれとしましても若干検討をいたした点でございますが、たとえば天災融資法におきましても、融資機関といた

○政府委員(松岡亮君) 提案理由説明  
で「借りがたい」という字句がございま  
すが、これはそういう事態をながらしめ

城は、純農村地域でございます。貯金の蓄積されることは、どちらかというと都市的な地域でございます。そこに非常な差があるのでございますが、それ

当つて、既存の系統金融機関との間に  
疊擦を生ずることのないような適切な  
措置を講ずると同時に、農協の金融業  
務の円滑化等組合員に対する奉仕態勢



林省といったしましては、通達によりましてそういうことのないようにしてもらいたい。近代化資金の融資にあたっては、そういう注意をいたしておりますのでございますが、間々やはりそういうことを耳にいたすのでございます。それと銀行、特に地方銀行でございますが、地域によつては非常に農業に対する貸し出しを積極的に進めておる銀行もございます。庄内地方のある銀行などはそういうことを聞いておるのでござりますが、いずれにしましても、農家は銀行や信用金庫にも預金をしておるのでございます。その資金をやはり還元して農業で活用するということでも、これは必要なことではないか、かように考へるわけでございます。

○政府委員(松岡亮君) そういう事例で、農林省は必ずしも以前でございますが、通達によりまして、前でございませんが、通達によりまして、注意を喚起しておるのでございます。が、それは別としまして、農協が農家を育成する機関であるという点において全く異論がないわけでございます。できるだけ農協が近代化資金を円滑に融資していくように、われわれも非常に切望いたしております。そうあるべきものと考えておりますけれども、銀行なり信用金庫は、全然そうではないかと申しますならば、必ずしもそう言えないとと思うのであります。農家と非常によくから取引があつて相互に助け合っているという関係もないわけではありません。それらも考え方わせまして、できるだけ農家に便宜な制度にして、いったまうがよろしく、そういうふうに

よつて、融資申  
場合もある。そ  
ですが、第三の  
問題にならない  
ものではな  
い。そういう場  
合で、融資を申  
立て、融資を申  
立てから、どう  
ないということ  
る。そういうも  
に、農協は資金  
というふうに、  
めにせんとする  
る。一体どうい  
ふまえて、そうい  
乱するような法  
か、そのことに  
よつてお示しを  
て、判断をする  
私はそう聞いて  
は提案の基本的  
です。資料を要求  
○政府委員(松岡  
りましたような  
うのであります  
記録はしてござ  
とはいたしかね  
○渡辺勘吉君  
いうようなこと  
う法律を提案す  
か。  
○政府委員(松岡  
し上げておりま  
しております  
がござります。

○森八三一君 今渡辺君の要求いたしました資料は、この提案をするにつけて、当然私は実態調査ができる確実を持ってお出しになつたと了解しておる。それがが出せないということでは、私は理解いたしかねるのです。ただ、抽象的に農業者等に借りがたいといふのは、どういう意味なんございませんか。今渡辺君も言いましたように、申込んでも受信の能力がないから借りられないというの、たいへんなことですよ。それから農機具の例をお出になりましたが、農協は物を売ればいいという機関ではないはずなんです。少なくとも、営農の成果を上げたためには、指導的な金融をしておるのであるのですが、その農機具を買ふことが営農のためには有利であるという指導をするのが当たりますことなんで、そういう場合を実際に調べて、それでなおかついけないという事例があるなら話ばかりますが、その資料がなくてこういう提案をするとおっしゃるのは無謀だと思う。どうしてそんな資料がないのですか。

○政府委員(松岡亮君) 事例の調査であります。たとえば事実上農協が業務を行つていないと、農協に已資金がないとか、いろいろな理由で借りられなかつたという調査をいたしておりますから、今御要求のあつた点につきまして、一般的な資料としては、近代化金を取り扱わなかつた農協が、四割近くあるという資料は、提出いたしました。

○森八三「う場合には、してやることで、農協がやらなくてこういううなにしておつてあるとおつて、なんで断わつてですか。ただ、全部の単協かたったかと、何%で残つたかと、だけじゃなく、拒否した、アリするのですか。それから、て下さいよ。○政府委員：扱わなかつたと、何%で残つたかと、だけじゃなく、拒否した、アリするのですか。それから、つきましては、意いたします。○青田源一郎：も今渡辺じようなこじようなこのですが、生きた趣旨は、原資にすることができたのに、の後まだ一年を融通せぬかと、を言われました。昨年の融資は、の半ばでそろそろしる、あるいは、の後まだ一年を融通せぬかと、を言われました。」

農協に原資がないといふ道があるのですよ。そういう指導しても、なおかつそのなかつたというので、初め提案に到達すべきなんで、指導をやらずに、ほうりつけたというのが四〇%あるの理解いたしかねる。四〇%しゃいましたが、申し込んだか申し込まない調査もないのじやない実行した組合が組合数のたやつが四〇%あるといふことです。実際申し込んでやりますが、どうおっしゃるが、それが四割、こうおっしゃる限りの資料はつきりしそういう資料はつきりし。

年の九月あたりから相当借り入れ申し込みがあるけれども原資がない。そのワクがないというような実情があるので、そういうことが、事実今おっしゃるとおり、三割も拒否したというようなことであるなれば、その具体的なひとつ経過も文書によって示していただきたいです。さらに申し上げたいのは、系統金融ということになつておるので、かりに各府県のうちの一つの信連がそういう原資がないとか、あるいは単協がないということについては、これは中央金庫が転貸もできるわけだ。そういうことについて話し合いをしたかどうか、こういう点についてもひとつその経過を説明していただきたい。

をしておる事例がありますか。ありますと、資料を出しますか。その資料はきょうわれわれが要求しなければ出さぬなら、これを要求します。それから資金を取り扱わぬ農協が全体の四割であると言つたが、その実態をひとつ資料で出していただきたいというのに対しても出しますと言つてはいる。それを今あらためてここで出してほしいと言つてはいるわけです。その実態といふのは、ワクがなくて、扱いたくても扱われないというのがあるんですよ、現実に。それをあたかも農家から要請があつたのに、農協が融資する機能がないからたりしてたために断わつたような印象を与える説明もあるわけですが、だんだん笑き詰めてみると、そういうものないでしよう。いずれもそれはワクその他に制約され、一千億もあれば全部やれるのに、その県ではもうワクをすでに消化し尽している。そういうものをこの新しい法律を提案する理由にあなたがされるのなら、これはもう顔を洗つて出直さなければいかぬ。そういうことをこの法案を提案するのに必要な実態を資料として出していただきたい。

○渡辺勘吉君 提案説明にあるんですですよ、大臣の。

○藤野繁雄君 そこで、衆議院の附帯決議の三によつて、単位農協が貸し出しがの能力がなくとも、信連が直貸しするところの方法が決定しているのだから、その方法を実行したならば、近代化資金は流れると思つてます。それを単位農協が資力がないからとうやうなことで話を進めるということは、間違いと思うから、さつき私が申し上げましたように、この近代化資金といふものは、農協系統の資金を還元しようというものが土台であるから、それを第一に取り上げる、そうして信連の直貸し方法その他のとつても、どうたってでも、近代化資金が流れない場合には、万やむを得ないから、銀行その他金融機関で取り扱う、こういうふうな根本方針を立てていかなくちやできないと思うんで、そうではなくては、この近代化資金を作つたところの立法の精神に反するんです。立法の精神に反するようなことを改正案で出すことは間違いだから、間違いがないようにしようと思つたならば、全く私の申し上げたような方法をとれば、あなた方が銀行その他の金融機関を入れようという趣旨にもかなうんであります。であるから私は特例であれば、どうしたつても農協系統機関の金を融資することができない場合に限つて銀行の他の金融機関の利用をすると、こういうふうにいくべきものであると信ずるのでありますから、こういうふう

それから農地改革以後の農協の性格と  
いうもの等を並列してこれに参加せし  
めなければならない理由、そういうも  
のをお伺いしたい。

○政府委員(松岡亮君) 原資の問題  
は、これは一般的にいえば、今のとこ  
る原資が足りない、ということはいえな  
いと思います。ただ地域的に、さつき  
も申し上げましたように、かなりの過  
不足が出てきているという傾向がござ  
いますが、原資が足りないためにほか  
の金融機関を加えるということはな  
いと私どもは考えておりますが、まあ  
しかしながら、これは天災融資法等に  
おきましても、他の融資機関を加えま  
してできるだけ農家が借りやすいよ  
うにするという趣旨でおるわけでござ  
いますが、農業近代化資金におきまし  
ても、農家の資金が入っているとい  
ふこともございますが、農家としてはど  
こからでも借りて、自分の近代化に必  
要な資金は調達するというようにした  
ほうがいいのではないか。それはまあ  
並列的であるかどうかという点でござ  
いますが、確かに並列的でございま  
す。これは農家の側から考えれば、ど  
こからでも調達したほうがよろしいと  
いうように、しかもこれにはさらにい  
ろいろな保証制度なりそういうものを  
伴っておるのでございます。そういう  
点は並列的に集まつても差つかえな  
い、かのように考えております。

○温水三郎君 それは一応の理屈であ  
ると思うのです。農家が自由にどつか  
らでも借りられるような制度を作るこ  
とに、一応の理屈であると思う  
のですが、そういうような銀行を並  
列的に参加せしめたために起こること  
の影響というものについては、農林

省のほうではどう考えておるか、その  
点をお尋ねしたいのです。こういう  
ような並列的な、こういうあまりにも  
自由な行き方を制度として採用する  
と、せっかく農協の育成ということ  
が、今日長年の日月を費してようやく  
成功しつつあるときに、金融的に無用  
の混乱を起させしめて農協が弱体化す  
ることは、これは必至なんで、たくさ  
んの農協とは言わないので、少數  
の農協ではあるかもしれないが、こう  
いうような政策のために非常に困難な  
事態に直面するよう予想せられる、  
そういうような事態というものを認識  
するならば、私はこの立法について  
は、もつと深甚なる考慮を払うべきだ  
思うのですが、その点に対する影響に  
ついてどういうふうに考えておられる  
かお答えを願いたい。

○政府委員(松岡亮君) 先ほどから藤  
野委員からも、御指摘のあつた点でござ  
りますが、私どもとしましては今度  
新しく融資機関に、その他の金融機関  
を加えることによって、農協の信用及  
び事業に重大な影響があるということ  
は予想していないのでござります。そ  
の点につきましては、系統団体の方々  
の御意見も十分伺つてみたのでござ  
いますが、その点に対しての心配はな  
いというふうに思います。

○森八三一君 近代化資金の問題に  
限つて二、三お尋ねをいたします。そ  
の方向に向かって努力するという基  
本観念には、今日もそのとおりであります  
が、そのことを確認されて、な  
け凹滑していくことが必要で  
おかつかよくな改正法をお出しになる  
というように了解していかがどうか。  
○政府委員(松岡亮君) その点は、農  
林省といたしましては、全く農業基本  
法の体制を今後強化していくために、  
農協の役割というものはきわめて重大  
であるというように考えておるのでござ  
りますが、今回の改正そのものは、そ  
必ずしもその問題に触れるような性格  
の問題ではない、かように考えておる  
ものでございます。

○渡辺勘吉君 関連して、農林省とし  
ては、という答弁ですが、大蔵省はどう  
ですか。

○政府委員(松岡亮君) 大蔵省も同意  
見でございます。これは農林省から大  
蔵省へ協議したのでございますが、全  
く同意見であり、一致した意見で提案  
しておりますのでござります。

○森八三一君 農業基本法の目的を具  
体化するために、農業協同組合がその  
ない手として全幅の機能を發揮しな  
ければならない、その方向に向かって  
政府は指導するということは間違つて  
いません。今日もそのとおりであります。  
しかし、今回の近代化資金は別  
問題だという意味が、私は了解いたし  
かねる。農業基本法によつて、前近代  
的な日本の農業を近代化せしめようと  
ます。しかし、今回の近代化資金は別  
う根本になると思うのです。農業協同  
組合は、農業の近代化をはかるために  
全力を尽くして努力しなければならな  
いといふ使命を持つておるのでですね。  
農家がどこからでも自分の欲する金を  
貸して利息を取ればいいという姿のも  
のであつてはならぬと、こう思つてお  
ります。その点が間違つてゐるのじやあり  
ませんか。ただ、あなたはどこからで  
も借りられるようにすればいい、それ  
では、私はこの金融に対しても政府が金  
利を補助をしてやろうとする趣旨がゆ  
がんでくると思う。その点をもう少し  
根本的にお考へになる必要があると思  
います。しかし、私がこの金融に対しても  
近代化資金を貸し付けるにあたりま  
しては、国や県がかなり強力な指導を  
しゃることに異論を唱える筋合いはな  
いと存ずるのでござりますが、ただ、  
近代化資金を貸し付けるにあたりま  
しては、何でも手放しに貸してもらうといふことではなくて、一定の対象についてこういう条  
件に合致するものについて貸してもら

がより経済的であるという場合には、  
農業協同組合は農業基本法に忠実な團  
体として、そこまで立ち入つて農家を  
指導する任務を私は持つてゐると思う  
のです。そういう任務を持ったもので  
なければ、農業近代化資金を取り扱う  
機会がありますようにしたほうがよ  
ろしいのではないか、農協の強化とい  
ふことは、近代化資金法が直接にはそ  
の目的にしていないのでござります。  
これは間接的には信用事業がこれに  
思ひますけれども、直接には、やはり  
できるだけ農家が必要な資金を調達で  
きるようにということであろうと思ひ  
ます。そういうふれども、直接には、やはり  
お預けでござります。  
○理事青田源太郎君退席、委員長  
着席  
そのことが私の聞いていることなんで  
す。金を借りさえすればどういう機関  
の一環として行なわれる事業なんで  
す。金の貸し借りだけではないので  
す。そのことによって、将来生ずる経  
済的な効果というものをねらわなければ  
ならない。そのためには、指導的な  
立場に立つ金融機関が取り扱うとい  
うといふ使命を持つておるのであります。  
農業協同組合は、農業の近代化をはかるために  
全力を尽くして努力しなければならな  
いといふ使命を持つておるのでですね。  
農家がどこからでも自分の欲する金を  
貸して利息を取ればいいといふ姿のも  
のであつてはならぬと、こう思つてお  
ります。その点が間違つてゐるのじやあり  
ませんか。ただ、あなたはどこからで  
も借りられるようにすればいい、それ  
では、私はこの金融に対しても政府が金  
利を補助をしてやろうとする趣旨がゆ  
がんでくると思う。その点をもう少し  
根本的にお考へになる必要があると思  
います。しかし、私がこの金融に対しても  
近代化資金を貸し付けるにあたりま  
しては、何でも手放しに貸してもらうといふことではなくて、一定の対象についてこういう条  
件に合致するものについて貸してもら

いたい。また、金融機関としては、政府が示した条件に合致するようには貸付をしてもらうように指導いたしているのをございます。そういった趣旨からいたしまして、もちろん農協から指導されるのは非常にけつこうなわけでございまし、また、改良普及組織等からも必要な指導を加えることが必要であると存じますが、その点は確かにあります。できるだけ借りる機会を狭くして、できるだけ借りる機会を狭くする必要はないのではないかということと、今私の申し上げたことは、必ずしも一致はしないと思うのです。まず第一に、農家の諸君が近代化をしたいという考え方を持つた場合に、銀行に相談に行つたって、これは相談相手としては能力を持つておらぬと思うのであります。農業協同組合なり、あるいは改良普及員なり、その道の専門の方に相談をして、そこで自分の考えの是であるか非であるかということを決定する。そこで初めて申し込むということになります。ですからそういうような近代化について資金を貸した、それが将来まで相談相手になつて十分見きわめてやるというような性格を持つてゐる機関が、この金融を取り扱う機関賛成もし、これを成立させたという経過があるのです。そのことは、今日といふことでも間違ひはないと思う。局長もそのことは肯定されると思うのです。そこで、そうは言つておりますても、

適格な組合員が借りることができないという場合があつては、これは問題が起きると思います。がしかし、今のお説明を、わざわざしている資料によりましても、事実そういうことはないのじやないですか。融資ワクの三百億といふものは、二十億ほどまだ満ちてはおりませんけれども、これは実施がおくれたからそういう結果であります。本年度の五百億についても、十分満たされる。来年度は二十億をやして五百二十億にするということで、間口を拡大しなくとも全部消化されているのじやありませんか。消化されているのに、なおかつ間口を拡大するということは、前段申し上げましたこととどういう関係になりますか。

実に経済的に効果あらしめるようになります。という実態の伴うことと合わせて考えなければいけませんよ。銀行にあなたが幾ら指導なさっても、農業經營の近代化についてアドバイスをするというような能力はありません。これは私断言しても過言ではないと思う。そもそもして、現に融資ワクが五百億あるのに、農業協同組合がその系統組織をあげて活動いたしましても、四〇%なり五〇%より実行しておらぬというような事実があるとすれば、これは何と申しましても、近代化がおくれいくことでござりますので、これは考え方などはならぬと思う。けれども実態的に全部満たされておるじゃありませんか。だから満たされておるのに、なお、かつ不安な間口を拡大するということは、これは意味をなさない。むしろこのことによって、近代化資金の将来に向かって非常に悪い影響を持ち来たすという結果が生まれるだけであって、何にも得るところはない、こういうふうに私は理解いたすのですが、そうはなりませんか。

十分ワクをこなしておるので、新しい融資機関を設ける必要はないのではないかという点でござりますが、これは確かにワクはこなされておりまして、借りややすくするということも考える必要があると思うのです。そういつた趣旨からいって、今回新しく加えたのは、機構がこの点で改善される、かように考えられるわけであります。

○森八三一君 借りやすくするということと、私がしばしば申し上げますように、近代化資金の効果を上げるということとよくかみ合わせて考えなければならぬ。あなたは金融機関にそういう点については、もつともだから指導するとおっしゃいますけれども、そういうことの可能性が期待されますか、実際問題として。この近代化資金によって農業を近代化するということは、あるいは果樹を新植するとか、その他万般のこと事が起きるのでしよう。そのことは肥料の問題から、あるいは農薬の問題から、販売の問題から、一切がっさいの指導が周密に徹底することによって、初めて近代化資金の効果を上げるんですよ。そのことは常時借り受け者の身近に存在しておって、かゆいところに手が届くような指導が行なわれることによって、初めてその効果が期待されるのです。農業経営というものはそんないかげんなものじゃないはずです。それは普及員の諸君も、ほんとうに日夜努力をされております。私はその諸君の努力に対して敬意を表しておる。けれども、それだけではまだ不十分だから、金融機関といったしま

それでも、十分な見張りをして、善意の  
ある注意をしていかなければならぬ。  
その両者が相待つて初めて効果が期待  
されるのですよ。ところが、銀行はそ  
ういう能力を持っておりませんよ。利  
息を取りさえすればいいのですわ。そ  
ういうところまで借りやすくなるとい  
う考え方方が及ぶことは、この資金の性  
格上適当ではないという考えにどうし  
てなれませんか。提案したから固執を  
なさるというのならそれでもいいので  
すよ。ほんとうに百姓のことを考え  
て、まじめに将来を見守つてやるとい  
うことにも心を及ぼせば、あなたのよう  
な考えが起きぬはずです。借りやすく  
すればいいというものじやない。どこ  
までもその将来を見届けてやるという  
善良な指導が行なわれ、初めて効果  
を発揮するのですから、そういうこと  
に十分な能力を持たないものをあえて  
拡大していくということは、これは誤  
りじやないかと思う。これは幾ら言い  
ましても、提案なさいておるのでですか  
ら、借りやすくするというだけであな  
たはおっしゃると思う。しかし、私の  
申し上げておることは、賢明な局長は  
胸に私はこたえておると思う。これ以  
上言いましても、私の言葉に賛成とは  
おっしゃらぬと思います。思ひます  
が、私がほんとうに善意な指導者とし  
て、かゆいところに手が届くような指  
導をしなければならぬという点は、御  
了解なつたでしよう。そうでなければ  
ばならぬ。だから、間口を拡大して  
も、そういう効果を上げるためにある  
いは改良普及員等を十分活動せしめ  
て、その目的を達成するようにすると  
おっしゃいますけれども、私は普及員  
諸君の活動に過去にも敬意を表してお

りまするし、今後も期待を持ちますけれども、それだけでは十分ではありません。金融機関自身にさらに一そく突つ込んだ指導をしてやる。ことに近代化に関連いたしましては、販売のことをまで生産物の販売についてまで注意を払いつめんどうを見てやると、いろいろな機能を持つておるものは、農業協同組合以外には私はないと思うのです。総合的な機能を持つておるものは、それがやらぬというなら別ですよ。やっておるのですから、やっておるのに借りやすくなるするというだけの単純なことで間合いを拡大することは、将来に向かって非常な暗影を投げる。一時は不満を持つておる連中に好感を持って迎えられるかも知れませんけれども、そのことは他日借金を累積するという結果に私は心を揺動すると思うのです。ですから、どうしても私は農業経営の実態にかんがみまして開口は拡大すべきではない、とおもふことはかれこれ申し上げようとは思ひません。思いませんが、いかにも農業扶助省はこういう提案をされたことにござつて、私は非常に残念です。農業の実態については、當農の実態については、省が、あえてこんなばかげた提案をなさるということは、一体何を考えているのか、私は了解に苦しむ。そのことはそれといつましても、銀行等にも相当の預貯金がある。それを大いに預貯金として還元させることも大いにやる。農家にして銀行に預金をしても、これがあります。ありますが、

その資金は営農のための預金であるのか。農家と申しましても農業経営だけをやつておるのではなくして、いろいろな仕事を兼営しておる農家はたくさんあります。職業はと聞けば農業と、こう申しますけれども、その方があるいは他の商業を兼営しておる、工業を兼営しておるという事例は、これはもう枚挙にいとまありません。そういうような商業を兼営しておる場合に、現在の農業協同組合は事業的に非常なる制約があります。これは国家の保護を受けておるという立場から申しまして当然です。あるいは為替の業務ができるないとかいろいろあります。ところが、その農業という人でありましても、そういうような兼営しておる仕事のためには、農協の利用だけでは十分ではないという実態が存在しておる。そういう農業経営以外の目的のために銀行を利用せざるを得ないといふことから生ずる銀行に対する預貯金といふものが、この統計に出でておりまする数字の大半を占めておるというように私は理解いたします。少なくとも私の県で、十分にそういう調査をしたどつておるんです。そういう資金は、二、三の組合についてそういうことを聞いてみると、大体そういう傾向をたどつておるんです。そういうものは実効が伴つてこない。間口を拡大いたしましても、農村には還元されませんよ。ただ形の上でそういうことを期待しておるだけで、何にも果が起きるかというと、現在は農業協同組合に預貯金されておるものか、逆に銀行のほうへ吸収せられて、それが

還元されてくる。総額の上では何ら変わらないということにおついてしまって、という結果が、まあせいぜい起きる現象だろうと私は理解するんです。そのことは、現在でも農業協同組合各金融機関の間では、預貯金の争奪については想像以上の激烈なものがあります。金融機関同士の非常な猛烈な競争があるんです。そこで、こういう間口を拡大することによって、衆議院の附帯決議にもござりますように、摩擦を招来することはこれはもう必至だと思います。そういう摩擦を免れて犯しながら、前段申し上げましたようなことにかんがみて、どういう結果になるかを想像してみますと、これはおそるべきものがあると私は思う。ただ、系統金融機関の諸君にも相談をしてその了解を得たとおっしゃいますけれども、いつ、どういう方法でお聞きになりましたか。何しろ農林省のお話でございますから、これは聞かんなどいうと、よそのはうでかたきをとられるというようなことを心配するあまり、まあよろしくございましょうという軽い返事をしたかとも思いますが、けれども、それはほんとうに農業金融の実態、農村金融の実情というものを無視した姿であらうと私は思うのです。銀行に預けられておる時金がどういう性格のものであるか、お調べになりましたか。それを還元するとおっしゃるけれども、額があるから還元されるものじゃないのですよ。性格の違う金はきませんよ。そういうことをお調べになりまして期待ができるという確信をお持ちになりましたか。

貸し出されているものが、これは三十七年三月の状態でございますが、百八十億ございます。で、これは銀行でいえば地方銀行等が多いことはまあ推定できるが、たとえば両羽銀行とか、あいの農業地帯におきます銀行は、かなり農協に対して貸し出しをやつておりますが、そういう資金が還元されないという御意見は、必ずしも私どもも考えてないのでござります。それで、農家として、まあ今御指摘のような、ほのかの産業を営んでいたために銀行と取引しているという事例も、これは相当あるであろうということは、私どもも考えておりますが、農林省の統計でもすと昔から、今のように兼業が進んでいないときから、農協以外の金融機関に対する預け入れというものは、相当なペーセンテージにあつたのでござります。それらはわれわれでも同じでございますが、一つの金融機関に大事な金を預けておくということよりも、分散して預けるというような考え方もあるかと思うのであります。そういった関係で、必ずしも銀行から金が還元されないということは、私も言ひきり思つてゐるが、一つの金融機関に大事な金を預けておくということよりも、分散して預けるというような考え方もあるかと思うのでございまして、実際には地方銀行協会等で農業への貸し出しをもつと積極化したいという希望をわれわれに伝えてきておりますが、実際に地方銀行協会等で農業への貸し出しをもつと積極化したいという正をいたしますならば、そういった点でさらに積極化するというように私は考へておられます。

は、結論すれば提案理由の説明を固執して言っているだけですよ。それじゃ答弁にならん。常に提案理由の説明を練り返している、結論は、これでは少しも答弁にならんですよ。やはりこちらの考え方について、私はこういう考え方だと言うなら、まあ答弁になりますけれどもね。どうもそういう点がさっきから非常に、藤野さんの質問についても、温水さんの質問についても、ただいまの森委員の質問についてもそうなんですよ。（委員長 注意を要するな、これは」と呼ぶ者あり）これじゃ議事進行はできんわ。結局しまいに窓口を広げたり、銀行のやつを利用するのだという提案理由の説明きりなんですね。

○委員長（櫻井志郎君） 委員長から注意いたしますが、直截簡明に質問に対してお答え下さい。

○森八三君 銀行に對して、過去においても相当の預貯金があつたということは、私もそれは認めます。認めますするが、近時政府の御指導なり、農家自身も反省をいたしまして、農業協同組合を中心として、一切の経済行為をやらなきやならんというようになりますが、お出しになつた資料を見ましても、急激に農協に対する預貯金は増加の一途をたどつてゐるわけですね。それでもなおおこぼれて、他の金融機関にいつておるというものは、これは私の申し上げましたような兼業の關係上、農業協同組合だけを利用することによつては、その仕事を進めていくわけにはいかない、というような理由に基づくものか、しからずんば、これは非常に遺憾、残念なことではございまするけれども、農業協同組合の經

第八部

當の衝に当たつておる人と、その個人との間に感情的なもつれ等がありまして、農業協同組合を離れておるという一部の存在はあるうと思います。これは確かにないとは思いません。思いますが、そういうような存在のあることを当然のものとして取り上げて、そういう人にもこの資金の融資が及ぶようになりますが、農業基本法にいう農業協同組合を強化して農業基本法の実を上げていくとする方向とは、これは逆の結果を招来するということでありまして、この制度の変更によつて、そういうような非常に遺憾な姿というものを拡大していくといふ効果はあるが、結局そのことは農林省の期待するところではないと思う。だとすれば、そういうことから言って、当然間口を拡大するということは趣旨に反しておるという結果が生まれると思ひます。が、それはお考えになりませんか。まあおそらく考えないとおっしゃられるだらうと思ひますけれどもね。ほんとうにここまでじめに議論しておるのですからね。提案したから、何でもかんでもそれを固執するといふことでなしに、私も申し上げると、気がつかなかつた、なるほどそうであるということは、これはほんとうにひとつまじめに議論をしてもらいませんと、このことによつて農業基本法それ自体を実施する上にも、私は非常な影響がくることを心配するのです。そうして、あなたのおっしゃるようになつた借りやすいといふことだけでは目的を達しないと思うのです。指導するとおへしゃるけれども、その指導なんといふものは、それは性格の違う機関には、その指導は及びませんよ。そいつは改

良普及員にやらせるとおっしゃるけれども改良普及員の及ぶ限界というのも、これはおのずから限度があるのであります。そういうことを忠実に、まじめに考えますと、たいへんな問題になるのですよ。ほんとうにこれははじめて考へまして、すぐお答えいただきたい。

○政府委員(松岡高君) 最初に農家の預貯金のうち、農協がどれくらい占めているという点から申し上げますが、これは農協への預金が非常な勢いで増加していることは、御指摘のあったとおりでございますが、しかし、農家全体の預貯金における割合というものは、最近五ヵ年の統計を見ましても、ほとんど横ばいでございます。そうちといった関係で、他の金融機関に対する預貯金も相当あるのでござります。

それから第二点のこととでございますが、私どもも異論を申し上げるわけではございませんが、しかし、できるだけ指導を濃密にして参りたい、そういうふうに考へるのでございます。

○森八三君 今私の申しました他の金融機関にもいっておる。郵便貯金にもいっておる。確かにいっておるのです。いっておりますが、これは、あなたたも、よく農村の実態をごらんになると思いますが、学校を建てるとか、公会堂を建てるとかいうときには、資金運用部資金の還元ということを、市町村当局は希望いたします。郵便貯金等のものを還元してもらいたい、その際にはどうしても、この村であらためて郵便貯金をどれだけふやしてほしいとか、あるいは簡易生命保険にどれだけ新加入を募集してほしいという条件がつくのですよ。政府のやっている事業ですからそういうことがあり得べきで

ではないはずなんでありますけれども、実態はそのとおりなんですよ。これによく御存じと思うのです。そういうことで、その村の行政上、各般の施設を拡充いたしますために、農村資金をそつちのほうへ持つていかなければならぬという場合が存在をしているのですよ。そういうものが郵便局金の相当数を占めている。銀行の場合には、私は専業農家の申し上げましたように、今日専業農家というのはほとんどございませんね。兼業農家ですよ。それは県によつては専業的にやつたらっしゃる方まで、相当ある府県もござりますけれども、大多数の府県においては、専業の域を脱してしまっている。兼業の姿になつてゐる。兼業の分における余裕金といふものは、銀行のほうへいっているところは私も認めます。しかし、これは性格も違う金ですから、それが農村へ還元されるということは、あなたは銀行も農村のほうへ相当還元していると、こうおっしゃいます。私もその事実がないとは申しません。申しませんが、それは先刻申し上げましたように、個人的な感情等によって、農協からはずれている人の資金に融資をされている。あるいは銀行の業務を農村のほうへ広めていきたい。農村を発展せしめるとか、農業経営の近代化をはかるとかいうことがねらいではないのです。これは当然起きるのです。そのため、農村を裨益し、農業経営の近代化を推進しているという姿のものではありません。これははずなんです。そういうこと今まで実態をきかみると、ただ数字の上に出

し、実際には昔から相当銀行と取引のある農家もござります。これは私は実際に、山形県の床内地方でも見たのでございますが、肥料代金を相当銀行から借りてゐる。またあの方面の地方銀行は、農家に対して相当金を貸して農業の指導の面でも積極的にやつているといふようなことも、私は実際に見てゐるわけであります。一がいに非常に危険だ、危險だということでは私はない、それはもちろん國や県は積極的に指導をいたさなければなりませんが、そう一がいに言い切れるものであるかどうかという点については、私は必ずしもそう考へないのでござります。

○森八三一君 私も、まれにはそういう事例はあるだろうということは申し上げておきますけれども、それはきわめて特殊な異例であつて、それがこの法律を改正しなければならぬというほどの存在ではないと思ひます。もし法律を改正しなければならぬというほど、そういう存在がありとすれば、私はむしろ速にお伺いしたい。

農林省としては、農業協同組合の育成強化のために何をおやりになつたか。怠慢じやないかというようにも、逆にお尋ねをしてくなつてくるのです。今まで整備促進からずっと始まって、いろいろ御努力を頼つておりますので、そういうことまでは申し上げたくはございませんけれども、もし局長が今お話しのように、山形県の事例等が、これは全般的なものであるとするならば、今まで農林省が何をやつてゐる、この委員会では、附帯決議として、

農業協同組合を特に取り上げて、その機能の強化発展のために、政府は格段の努力をすべきであるということを申し上げて、当時の政務次官からも、政府を代表してその趣旨はよく了承いたしました。はじめてその実を上げるよう努力いたしますという御発言もあつたわけなんです。そういうことを総合して考えますと、今局長のお話によると、農業協同組合法に対する附帯決議を政府は忠実に実行しておらぬ、その場限りのお上手をお述べになつたにすぎないということに、私は理解せざるを得ない。そうではないはずなんですよ。きわめてまれな事例としてそういうものがあるということであつた、法律を改正してまでやらなければならぬということではなく、いと思うのです。しかも私、先刻申し上げましたように、農業協同組合だけで、過去一年間やりまして、それで政府の御設定になりましたワクは、完全に消化しているのですよ。しかも、それはある県でそういう要求があつたら、その県へどつとやつしまつて、ちつともそのワクを与えないか、た県が存在しているということではなくて、おおむね政府でワクをきめて、各府県に通達されているのです。そのワクが全部消化されているということであれば、拡大するということは意味をなさないのじやないですか。ただ、今まで農協がやっておった仕事を、一部他の金融機関のほうに分けるというにすぎない。その必要があるかないかということになると、その必要は、私は、今まで申し上げましたことにかんがみましてないのみならず、むしろ、そういう

うことは農村の金融にとって悪影響をもたらすものである。というよう申し上げておるのであります。農協がやらぬといふならこれは拡大しなければならぬやつておるじやありませんか。ただ抽象的に四〇%の扱わなかつた組合があるという。これも聞いてみると、扱わなかつたというだけで、申し込みがあつたのかないのか、それも調べてみたところがどうかということについての実態調査をおやりになつておらぬ。そんなことで間口を拡大するということは、これは影響だけが残つて、得るところがちつともないというふうに私は考へる。

○政府委員(松岡亮君) 少し繰り返しになりますけれども、ワクが消化されしているということと、やはりそれが希望する人に公平に、公平といいますか、だれでも借りられることになつておるわけなんです、という点とはやや違う問題ではないかと思うのであります。農協が融資機関としてそれは割り当てられた額は消化したということと、それが農協から借りない人にまで渡つたかといふことは、やや違うといふことになると思うのであります。そういう点からいまして、まあ練り返しになりますけれども、どうもその点は私どもの考えが少しがんこかもしれないが、変わらないのでござります。

○森八三一君 今その農協から借りられなかつたと言いますがね、政府のほうでは、融資のワクを府県別に設定されるのでしよう。県もそれをおむす。

ね県内においてアンバランスのないところに各地方事務所とか、そういうところへおおむねのワクを設定するのでしょうか。そうしてその取り扱いを農協がやり、そのときは県のほうにも御相談を申し上げ、御指導いただき、あるいは協会のほうにも話をしなければなりません。資金のワクを全部消化をしておる、そうしてそれは普遍的に行政機関を通して公平に配分をされておる。それが借りられなかつたというなら、資金のワクが足りないから借りられなかつたということであるか、あるいは指導的な見地から、改良普及、農業協同組合も、そういうものを通すのは適当でないという判定に基づいてお断わりをしたか、あるいはその事業が適格でありましても、受信能力がないから断わつたのかというような存在であつて、あなたのおっしゃるその借りられなかつたということが、私にはどうしてもわからぬのですよ。渡辺委員からも資料の請求がございましたが、これはまあ資料がくれば具体化すると思ひますが、それは私は、そんな資料はあなた方にないと思う。どういう理由で貸されなかつたかということですよ。そういう資料がないままにお考えになつておるということは、これはまるきり夢を描いていらっしゃるだけで、実態にはそぐわないということになります。その借りられなかつたとおっしゃる、それをひとつ説明して下さい。どういうのが一体借りられなかつたのか。私はそういうものは存在しないと思うのです。もしもある県だけに三百億

やつてしまつて、あとの県はからっぽだというなら、これは借りられなかつたというのは事実だと思うのです。そんばかることはやつております。それはやはり県では事業を中心として公平にずっとまんべんなく行き渡るよう配分をしているんですよ。それが農家に徹底して、各農家が単協に出でくる。ある単協にたくさんの扱いをしまして、こちらの単協はからっぽにしておくということはありません。大体公平に分けられておるのです。だから、借りられなかつた理由はどういう理由でそういうことをおつしやるのか。ためにする理由たつたらいけませんよ。その理由をお伺いたします。借りられなかつたという理由を。

棄しておいて現象だけをとらえて、しかも、その現象が法律改正を必要とするほどの存在でないということまでも過ぎるというようにわなければならぬと思うのです。それから単協に原資がなかつた、それを信連から供給することができなかつたという事例も今おっしゃいました。これもきわめてまことにこの資金について存在しない私は思いますけれども、まあ理事の諸君が反対した、こういう場合には、信連から直貸しの義務があるはずなんですね。そういうことを御指導なつてもなおかついけなかつたというならば、受能力がなかつたということに断ぜざるを得ない。そういう指導がたな上げになってしまつておつて、指導のほうの努力を放棄して、安易なほうへついていき、そうしてそれが結果において農家を毒するということではなくてはならぬと思うのです。もうこれ以上申し上げましても、あなたのほうに資料がないのですから、この提案を私は軽率だと思うのです。しかし、今ここで政務次官を前に置きまして懸念だといつても、今さら引つ込めるわけにいかぬとおつしやる。まあそれは当然そうですが、もう少しこれはほんとうにまじめに考えようじやありませんか、いけませんよそれは。もう一べん、変えますが、どこからこういう要求が出てのですか。

やはり農林委員としてここで審査させていただきましたよ。非常にけつこうで賛成したのです。そのときにはそんな話は少しもないのです。そんなことはちっとも——研究はなきったのでしようけれども、結論としてはかくあるべきであるという結論を得た、それの御説明はなかつた。将来こういうことも、研究の課題ではございましたので、改正するかもしませんなどといふにおいも、何もなかつたのですよ。そうすると、近代化資金法を提案なさつたときに、われわれはごまかされておつた、こういうことになるのですか。  
○政府委員(松岡亮君) 近代化資金法案を作りますとき、われわれが準備をいたしますときから、天災融資法等でも、同じような態勢にございましたので、これを入れるか入れないかについて、検討しておつたのでございまます。しかし、結論を得なかつたので、現行法の形で提案された、こういうわけでございます。

農業基本法の目標を達成する近代化のために使うようにいたしたい。それに、農協の資金のコストが違うので、そこで金利の補助の道を開かなければいけない、こういう説明はございません。まさにそのとおりなんです。農協の原資は、大部分のものが定期貯金でございますから、コストは高くなっています。農業に要する資金は、コストが低くなければならぬということです。政府が思いやりのある施策をおやりになつたから、われわれは感謝します。そんな説明はなかつたですよ。それが、突如としてここに出てくるといふのは、政府の発案ですか、あるいはどこから、そういう要求がございましたか。

ういう措置でやられておりますか。ここで近代化法を新たに改正して、そして商業銀行を、農協の系統金融以外に、法律を改正してまで出す、そういう前提が、商業銀行を天災融資法で、扱う機関として法律の中でうたつておりますか。その点をまず伺いたい。

僕は知っていますから言いますが、天災融資法では、法律にもうたつてないし、政令でもうたつてないですよ、他に扱わせておる銀行は。しかも、その扱っている割合は、どのくらいを占めていますか、銀行の扱いが……。

○説明員（立川基君） 今、御指摘のありました天災融資法の金融機関の取り扱いでございますが、先ほど先生がおっしゃいましたように、第三条で、法律上は金融機関という規定だけでございますので、金融機関であれば、どうでも差しつかえないということになっております。現在までの実績を、昭和二十八年から三十七年までの実績で見ますと、金額比にいたしまして〇・六五%くらいになつております。

○渡辺勲吉君 法律で「その他の金融機関」とうたつておれば、あとは政令も何もなくとも、それで銀行にやらせていいのですか。

○説明員（立川基君） これは、金融機関と、こう書いてございますので、いわゆる法律上金融機関であれば、その場合には差しつかえありません。

○渡辺勲吉君 そうすれば、今度の法律だって、何もあらためて指定する項目を設ける必要はないでしょう。

○政府委員（松岡亮君） 現在の近代化資金助成法では、第二条の第二項におきまして、「」の法律において「融資機関」とは、次に掲げる者をいう」と

○渡辺勘吉君 そうすれば、金融機関であれば、どこでもやらせられるのですか、天災法の場合。

○説明員(立川基君) 法律上の制限といたしましては、別にございません。御存じのようすに補助契約その他をいたしますので、関係機関といたしましては、市町村なりあるいは府県なり、それが三者契約を締結いたしますので、その同意を得ますけれども、法律上の制限といたしましては、別に制限はございません。

○渡辺勘吉君 天災法のときには、やはりそれだけの内容の審議があつたのですか。もしそういう三者契約で、三者が了解すればどこでもいい、そういう広範な内容をもつて、この法律が内容づけられて成立しているのですが。

○政府委員(松岡亮君) どうも当時の審議の模様は、記憶がちょっとはつきりいたしませんが、天災融資法になる前に、各種の災害に関する立法があつたわけでございます。それが天災融資法に一本になつたのでありますから、その前の各種の災害立法におきまして、銀行等は融資機関になつておるわけであります。それをそのまま引き継いだということです。

○渡辺勘吉君 しかも、その取り扱いの割合が、全体の〇・六四%でしょう。そうですね。

○政府委員(松岡亮君) そうです。

用する、そういう程度のものじゃないですか、私は、このことは、組合金融が、全体的立場から、農家の営農生活の改善を金融的角度から指導している。そういうものにいろいろなわきから、長期の融資を介入することによって、指導の混乱が起きた。むしろ私は、そういう点を非常に心配するのです。そういうときに、天災融資法の何のというよなことに由づけたり、いろいろ融資が断わかれているとかいうようなアレ・ケースを、今までの法律の提案の理由とすることは、どうしても、きょうの説明では納得しません。これは、私は、あらためて来週、具体的に御質問申し上げることにしたいと思います。

原則が優先するということではなくてはならないと思うのです。ですから、あくまでも改正は補完的なものである。従属的なものであるというように理解されるべきであると思いますが、そういうふうに理解してよろしいか、もし、そういうふうに理解することが妥当であるという見解であるいたしますれば、農業協同組合の融資を申し入れますとしても、その融資が拒否されたという場合だけに例外規定を発動さるべきである、あるいは組合申し込み資格がないという人は、これは初めから問題になりませんから、その人は、初めから例外のほうにいくことであつてしかるべきだと思いますが、そういう取り扱いでなければならないと思うのあります。が、いかがでござりますか。

る、こう思うのです。並列ではいけない。端的にいいますと、もし並列といふことになりますと、これは農業金融の混乱を招来する、結果としては、農業協同組合の弱体化をねらうということになる。政府が農協の弱体化を企図するということになりますと、それはお考へになりましたが、今後も忠実に守っていこうというお考へでござりますれば、並列ではなくて、これは従属的な、例外的な取り扱いが適切であるということに私ははつきり整理をされるべきであると思いますが、そなへはお考へになりませんか。

しやることは、農業協同組合といふものを、農業基本法の実施上の重要なない手として、育成強化をしていくこと。いうことと、今おっしゃつておることは、私は矛盾があると思うのです。農村の実態というものをもつとお考えいただきたいたいのです。それはいろいろな感情の問題、さまざまなものであります。各般のトラブルが農村にはあるんですね。そういうことをこの制度の改正によって助長をするという結果になるのです。そのことは農協の弱体化を来たすゆえなんんです。それは農協のサービスが悪いとか、そういうことで片づける性格のものではございません。もっとほんとうに農村の実態といふものを、紙背に徹する調査をした上で、そのをなさるのがいろいろございませんけれども、ただ上つづらだけを眺めて、いかにも民主的に、公平に扱つてゐるというような観念的なことでは、現実に農村の問題は鮮明されませんよ。そんないい加減なものじやあございませんよ。そういうことを考へると、ただ口先で、農民団体としての農協がどうとか、漁業協同組合はどうとか、森林組合はどうとかとおっしゃつても、やっている行為が農村の実態といふものを把握せずに、形式的に論議されておることは非常に遺憾です。いずれ日をあらためて、私もう少し考え方をまとめてお伺いしますが、きょうはこの程度にいたします。

○政府委員(松岡亮君) 大銀行はどうも都市銀行の傾向が強くて、農村に店舗も少ないようでありますし、また、農業融資に対する熱意もあまりないようにも考えられますので、除外したほうが適当であろうと考えております。

○青田源太郎君 それでは、今局長が説明されました、だれでも預けておる者が借れるように持っていくといふことに解釈しますれば、実は兵庫県の神戸銀行であるとか、あるいは東海銀行の愛知県というようなものは、ほとんど銀行に預金をしているのは、大部分そういうような銀行に預けておつて、ほとんど信用金庫とか、あるいは相互銀行とかというようなところに、預金者は私の知つておる範囲では非常に少ない。むしろ神戸銀行とか、東海銀行、こういう銀行の支店にはほとんど取り組みをしておる者が多いし、また実際に預金が多いわけですが、そういう点からいと、その銀行に預金をしておる者が、その銀行から貸しつけられることも、取り組みもできない、こういうような結果が生ずると思うが、その点はどういうようにお考えですか。

○政府委員(松岡亮君) ある程度、そういうズレが出るかと思いますが、やはり預け入れということよりも、融資、また借り入れのほうがし易いという農家の方の便宜を考えて選んだほうがよろしいかと思います。

○青田源太郎君 局長の答弁を聞きま

すと、とにかく農家が相當時金をしている。その原資を農民に還元すべく、こういう法を設けたという御意思でしたら、農家が多數預金しておる、その金融機関の原資が還元することができないような結果になるのじゃないか、こういうふうに私は解釈するのです。

○政府委員(松岡亮君) これは通常の金融機関に対して、農家が預けておる金が、そのまま右から左に農村に還元されるというわけではないと存するの

であります、できるだけ、しかし、農家から預金を受け入れておる金融機

関のほうが貸し出しに対しても積極的になるかと思われますので、その辺多少のズレが出るかとは思いますけれども、よく地方の、都道府県の意見なども聞いて選定したほうがよろしいかと考えております。

○梶原茂臺君 地方銀行と都市銀行であります。しかしながら、國や

県の補助がないものにつきましては、実際の融資機関ではあり得ないとい

うことになります。

○梶原茂臺君 そうすれば、やはり、何と言いますかね、どつか、政令か

どかで、その資格銀行をはつきりす

ることがいいのじゃないでしょうか

ね。これは意見ですけれども、一応、そ

の銀行は、そういう権能を与えるとい

う、法律上そうしておいて、実際上そ

に分れておるのですけれども、あれは制度的に分れておるものでしようか、それとも実際に、その都市銀行、地方

銀行に分れておるのですけれども、もし制度的に分れていないとすれば、告示で各

銀行名をはつきりしていく、銀行名を記載していく、この銀行だというこ

となるのかどうか。その点ちょっと。

○政府委員(松岡亮君) 都市銀行と地

方銀行は、制度上は区別がございません、同じ銀行法に基づく普通銀行でございますが、政令によつて指定いたしました場合は、特に名前は出しませんけれども、これは補助をいたしますの

で、その際に、補助の対象になる融資機関として知事が推薦するなり、あるいは自分の県内では、この銀行がいいというようなものについて選定して参考したい、かように考えます。それはもう全然だめだということになるわけですね。

○梶原茂臺君 そうすると、制度上は、今回の改正によって、融資ができるという権能が与えられて、実際上は

それも全然だめだということにな

るわけですね。

○政府委員(松岡亮君) 制度上は融資機関になるわけでござりますけれども、それは、近代化資金は補助を受けて

貸し出すものでござりますから、國や

県の補助がないものにつきましては、実際の融資機関ではあり得ないと

ことになります。

○梶原茂臺君 そうすれば、やはり、何と言いますかね、どつか、政令か

どかで、その資格銀行をはつきりす

ることがいいのじゃないでしょうか

ね。これは意見ですけれども、一応、そ

の銀行は、そういう権能を与えるとい

う、法律上そうしておいて、実際上そ

に分れておるのですけれども、あれは制度的に分れておるものでしようか、それとも実際に、その都市銀行、地方

銀行に分れておるのですけれども、もし制度的に分れていないとすれば、告示で各

銀行名をはつきりしていく、銀行名を記載していく、この銀行だというこ

となるのかどうか。その点ちょっと。

きましても、密接の度が違うというようなこともありますので、やはり知事の意見を十分聞くことによって、農林省は、この銀行の名前を、知事の意見を聞いて一々政令で定めるというのではなくなりますので、むしろ政令では彈力的にきめておいて、実際には個々の地方で最も農家にとって便利な銀行、そういうような角度で選定していきたい、かように考えております。

○青田源太郎君 今のお話聞くと、ますわからぬようになるわけであるが、預金者が、農家が預金を多くしておる金融機関でも、市中銀行は、そういう対象にせないということをはつきり言われたわけですが、そうすると、そういうような銀行をそういう指定するということを、必ず貯金がそこにならざり、その指定するということを全く問題が違うじゃないかと。僕らの考へるところがいいのじゃないでしょうか。これは意見ですけれども、一応、その銀行は、そういう権能を与えるといふ法律上そうしておいて、実際上それを使い得ないようにしてしまう。かれは、ある地帯で、どうもこの銀行は、話す合意によって、三者ですか、補助の対象にして、それを使うということがあります。これが便利だというような場合においては、話す合意によって、三者ですか、も出でるわけですね。その点はどうなりましょうか。——これで私は質問を終わります。

○政府委員(松岡亮君) これはやっぱ

り地方の実情を十分考慮しまして、地

方の銀行によって、まあ相当農業に対

する融資の意図なり、そういうものが達うと思います。また県との関係にお

みが、農協が全責任を持たんならぬと

おります。

○青田源太郎君 経済局長の以前の説明聞くと、農家で組合に申しても、貸

す。マイナスわれわれは、農林金融の融資するから、その一部の者が便利であ

るというようなことはおそらくないと思

う。貸さないのでなしに、もう相当農

組合員が組合に金を申して貸さないと

いうようなことはおそらくないと思

う。

○青田源太郎君 そうして、もう一つ



よろしい。組合が会員として出資をしておれば、その組合のメンバーである組合員は保証を受けられる。こういう体制でございますが、組合員でない人出資をしなきやならぬ、こういうことと、そこにバランスがとれているかと、それでござります。

○青田源太郎君 ますますおかしいことになる。そういう論法からいくと、同じ組合員が、組合で借りた場合には出資をせなくてはならない。また、銀行で借りるには出資をせねばならない、そういうような二重負荷になるということを僕は思うのであります。どういうふうに考えられますか。

○政府委員(松岡亮君) 債務保証の受行で借りるには出資をせねばならない、そういうふうに考へられました。同じ組合員が、組合で借りた場合には出資をせなくてはならない。また、銀

行で借りるには出資をせねばならない、そういうふうに考へられました。同じ組合員が、組合で借りた場合には出資をせなくてはならない。また、銀

○青田源太郎君 ますますおかしいことになる。そういう論法からいくと、同じ組合員が、組合で借りた場合には出資をせなくてはならない。また、銀

行で借りるには出資をせねばならない、そういうふうに考へられました。同じ組合員が、組合で借りた場合には出資をせなくてはならない。また、銀

○政府委員(松岡亮君) その点につきましては、金融機関のほうの公平、不公平という点ではちょっと申し上げかねるのでございますが、やはり受益者は、だれであるかということからいままでの問題ではないかと思うのでございま

す。○政府委員(松岡亮君) この基金協会の出資金といふものは、おそらく寄付金にひどいのであります。これには利子をつけない。あるいは出資者が、その条件がなくなるまで脱退もできないとの組織で出資しているわけでござります。しかし個別の行動をする人は、自分で出資をして、そこで受益を受ける……。

○青田源太郎君 そういうことは非常に困るので、若干不公平があるということを認められてこの法律をやる、少なくとも法を改正する上には、できるだけ出資をして、そこで受益を受ける……。

○青田源太郎君 そういうことは非常に不公平にやるというのが法の趣旨でないか。不公平を知りつつ、そういうことをあえてせなくてはならないといふ、ひとつ根拠を出していただきたい。

○政府委員(松岡亮君) 一方は利子の要る金を出さなくてはならない。一方は出せいでえといふことを一つ承りたいのです。

○青田源太郎君 そのことで、はたして、それが公平であるということが言えますか、どうであるか。これが保証協会に出資した場合には、幾らでも利子がもらえるといふことになれば、私はあんたの論法が立つけれども、農協系統機関の金融機関の出した出資に利子を付せ

尋ねますが、かりに県の信用連合会は保証協会に出資をしておる。銀行は出資をしていない。同じこの近代化資金を貸し付けた場合に、同じように債務保証がしていただけるということになれば、金融機関の公平を欠かしておるということをわれわれ思うのであります。それが、その点はいかがでありますか。

○政府委員(松岡亮君) これは一つには、信用基金協会の業務の面で、近代化資金以外の融資に対しても、保証を行なうつまり生活資金等に対しまし

ても保証をする、こういうことになつておりますので、農協の関係は、こういう組織を通じて行なつてよろしいの行なう、つかまつ生活資金等に対しましても保証をする、こういうことになつておりますので、農協の関係は、こううござりますけれども、こういうよ

うなことを次々と改正され、新しい制度をたくさん作るということは、農林省は、自分で出資するか、あるいは自分を借り受けた人が受けるのでござります。だから、その仕事の内容がわからず、なつかまつ生活資金等に対しましても保証をする、こういうことになつておりますので、農協の関係は、こううござりますけれども、こういうよ

うなことを次々と改正され、新しい制度をたくさん作るということは、農林省は、自分で出資するか、あるいは自分を借り受けた人が受けるのでござります。だから、その仕事の内容がわからず、なつかまつ生活資金等に対しましても保証をする、こういうことになつておりますので、農協の関係は、こううござりますけれども、こういうよ

うなことを次々と改正され、新しい制度をたくさん作るということは、農林省は、自分で出資するか、あるいは自分を借り受けた人が受けるのでござります。だから、その仕事の内容がわからず、なつかまつ生活資金等に対しましても保証をする、こういうことになつておりますので、農協の関係は、こううござりますけれども、こういうよ

うなことを次々と改正され、新しい制度をたくさん作るということは、農林省は、自分で出資するか、あるいは自分を借り受けた人が受けるのでござります。だから、その仕事の内容がわからず、なつかまつ生活資金等に対しましても保証をする、こういうことになつておりますので、農協の関係は、こううござりますけれども、こういうよ

うなことを次々と改正され、新しい制度をたくさん作るということは、農林省は、自分で出資するか、あるいは自分を借り受けた人が受けるのでござります。だから、その仕事の内容がわからず、なつかまつ生活資金等に対しましても保証をする、こういうことになつておりますので、農協の関係は、こううござりますけれども、こういうよ

うなことを次々と改正され、新しい制度をたくさん作るということは、農林省は、自分で出資するか、あるいは自分を借り受けた人が受けるのでござります。だから、その仕事の内容がわからず、なつかまつ生活資金等に対しましても保証をする、こういうことになつておりますので、農協の関係は、こううござりますけれども、こういうよ

うなことを次々と改正され、新しい制度をたくさん作るということは、農林省は、自分で出資するか、あるいは自分を借り受けた人が受けのでござります。だから、その仕事の内容がわからず、なつかまつ生活資金等に対しましても保証をする、こういうことになつておりますので、農協の関係は、こううござりますけれども、こういうよ

うなことを次々と改正され、新しい制度をたくさん作るということは、農林省は、自分で出資するか、あるいは自分を借り受けた人が受けのでござります。だから、その仕事の内容がわからず、なつかまつ生活資金等に対しましても保証をする、こういうことになつておりますので、農協の関係は、こううござりますけれども、こういうよ

うなことを次々と改正され、新しい制度をたくさん作るということは、農林省は、自分で出資するか、あるいは自分を借り受けた人が受けのでござります。だから、その仕事の内容がわからず、なつかまつ生活資金等に対しましても保証をする、こういうことになつておりますので、農協の関係は、こううござりますけれども、こういうよ

うなことを次々と改正され、新しい制度をたくさん作るということは、農林省は、自分で出資するか、あるいは自分を借り受けた人が受けのでござります。だから、その仕事の内容がわからず、なつかまつ生活資金等に対しましても保証をする、こういうことになつておりますので、農協の関係は、こううござりますけれども、こういうよ

うなことを次々と改正され、新しい制度をたくさん作るということは、農林省は、自分で出資するか、あるいは自分を借り受けた人が受けのでござります。だから、その仕事の内容がわからず、なつかまつ生活資金等に対しましても保証をする、こういうことになつておりますので、農協の関係は、こううござりますけれども、こういうよ

うなことを次々と改正され、新しい制度をたくさん作るということは、農林省は、自分で出資するか、あるいは自分を借り受けた人が受けのでござります。だから、その仕事の内容がわからず、なつかまつ生活資金等に対しましても保証をする、こういうことになつておりますので、農協の関係は、こううござりますけれども、こういうよ

うなことを次々と改正され、新しい制度をたくさん作るということは、農林省は、自分で出資するか、あるいは自分を借り受けた人が受けのでござります。だから、その仕事の内容がわからず、なつかまつ生活資金等に対しましても保証をする、こういうことになつておりますので、農協の関係は、こううござりますけれども、こういうよ

うなことを次々と改正され、新しい制度をたくさん作るということは、農林省は、自分で出資するか、あるいは自分を借り受けた人が受けのでござります。だから、その仕事の内容がわからず、なつかまつ生活資金等に対しましても保証をする、こういうことになつておりますので、農協の関係は、こううござりますけれども、こういうよ

うなことを次々と改正され、新しい制度をたくさん作るということは、農林省は、自分で出資するか、あるいは自分を借り受けた人が受けのでござります。だから、その仕事の内容がわからず、なつかまつ生活資金等に対しましても保証をする、こういうことになつておりますので、農協の関係は、こううござりますけれども、こういうよ

に推定をしないと、言われましたのは、ちょっと困難かと思  
います。

○渡辺勘吉君 その推定の要素も入つ  
ていいから、想定されるものがあつた  
ら、一応参考に見るためには……。

○説明員(立川基君) ちょっと工夫し  
てみます。  
○委員長(櫻井志郎君) 本日は、これ  
をもつて散会いたします。

午後四時三十四分散会

昭和三十八年三月二十二日印刷

昭和三十八年三月二十三日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局